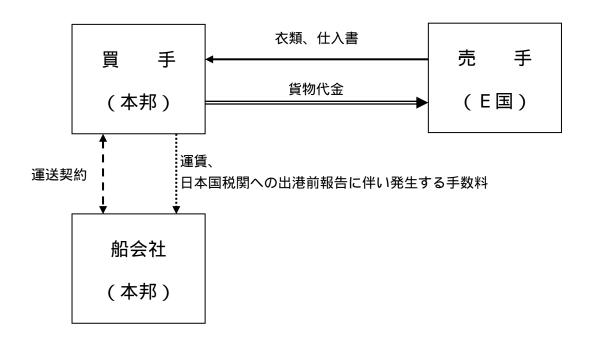
## 35.日本国税関への出港前報告に伴い発生する手数料



## 【照会要旨】

当社(買手)は、売手から衣類を購入(輸入)するために、船会社と運送契約を締結し、輸入貨物の運賃を支払い、別途、出港前報告に伴い発生する手数料を支払っています。

本件手数料は、関税法第15条第7項に基づき、船会社が輸入貨物である積荷の情報を日本国税関に報告するための事務の対価として、当社に請求される費用です。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって当社が船会社に支払った日本国税関への出 港前報告に伴い発生する手数料は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

## 【回答要旨】

船会社等が日本国税関に対して出港前報告を行うことに関して、船会社等から請求される手数料については、輸入貨物の課税価格に算入されません。

税関ホームページ「出港前報告制度について」参照

「出港前報告制度導入に伴い発生する手数料の関税評価上の取扱いについて」

## 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)